

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○不健全図書類の指定……………

……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………

○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………

……………(都市整備局住宅政策推進部民間住宅課)……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………

……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

○都道(首都高速道路)の供用開始……………

……………(建設局道路管理部路政課)……………

告示(選)

○平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………

……………

○平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………

……………

○平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十八号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………

……………

告示(交)

○東京都懸垂電車運輸営業の一時休止……………

正誤

○平成二十八年七月二十二日付東京都告示第千二百

九十八号……………

○平成二十八年十一月二十一日付東京都告示第千八百八十四号……………

告示

●東京都告示第千五百六十七号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成三十年十一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号

名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者

指定理由

四二八〇 雑誌

ジュネットコミックス

著しく性的感情を刺激し、

三三〇〇 雑誌

ピアスシリーズ535

青少年の健全な成長を阻害

××される。

看守は2度も3度も×

するおそれがある。

四七七〇〇一二五

ジュネット株式会社

同右

四二八一 雑誌

ムーグコミックス

同右

ピーチシリーズ

によたいか天罰!

同右

五八八一五一六四

株式会社ジーウォーク

同右

同右

同右

同右

●東京都告示第千五百六十八号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支

援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 支援法人の名称 一般社団法人ビーンズ

二 支援法人の住所 渋谷区幡ヶ谷一丁目八番四号リッツパラシオ二〇二

三 支援業務を行う事務 渋谷区本町一丁目二十番二号パルムハウス初台五〇五号

四 指定年月日 平成三十年十一月五日

●東京都告示第千五百六十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千七百六十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

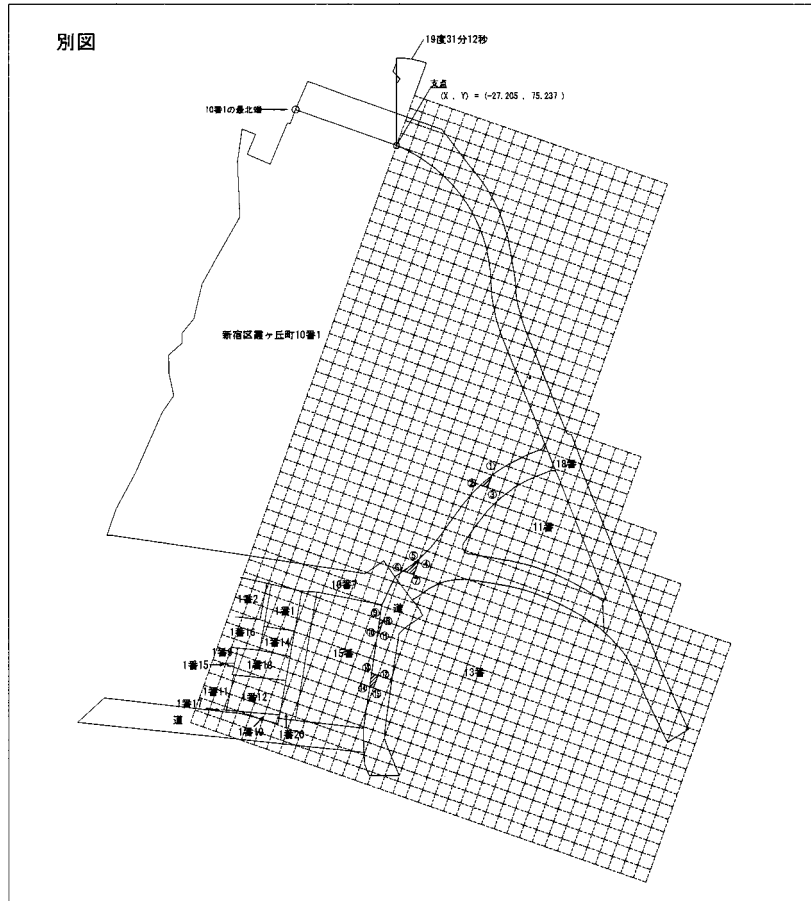
平成三十年十一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区霞ヶ丘町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



【凡例】

- : 単位区画線
- : 筆境界線
- ▨ : 指定を解除する区域

【支点】
 支点は、調査対象範囲の最北端とする。

【格子の回転角度(19度31分12秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

	X座標	Y座標		X座標	Y座標
支点	-27.205	75.237	⑨	-383.499	62.541
①	-275.568	146.334	⑩	-393.576	61.039
②	-282.867	137.801	⑪	-393.892	61.929
③	-284.739	143.081	⑫	-425.509	61.326
④	-340.686	91.409	⑬	-423.809	56.533
⑤	-340.044	89.600	⑭	-433.887	55.031
⑥	-347.208	79.883	⑮	-434.934	57.984
⑦	-350.111	88.066			
⑧	-384.467	65.271			

※本座標は、新宿区霞ヶ丘町10番1の最北端を基準にして、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、世界測地系の計算によって作成した。

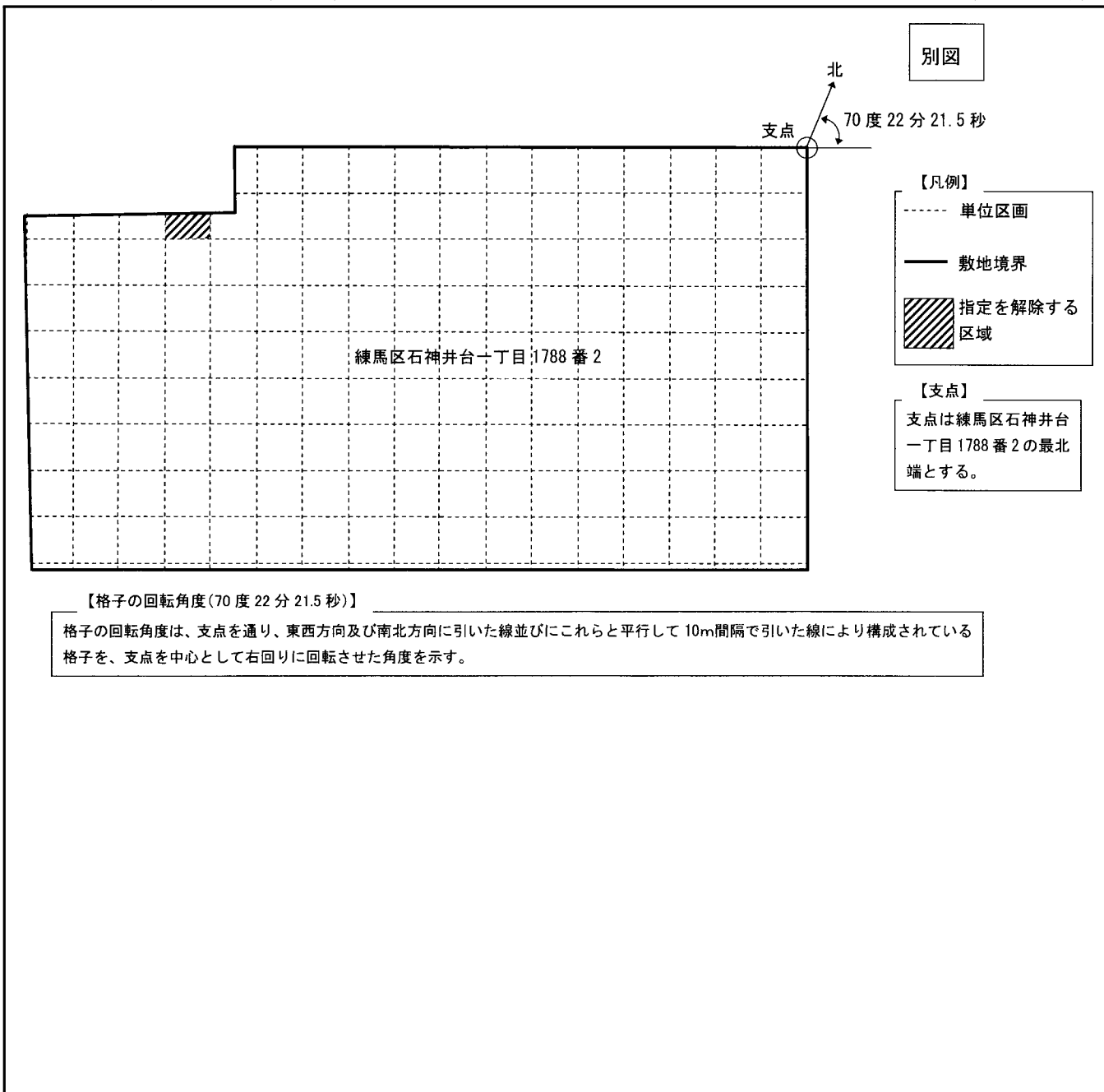
●東京都告示第千五百七十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第七百十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(練馬区石神井台一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第千五百七十一号
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第二項の規定により、平成三十年東京都告示第三百六十六
 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条
 第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
 次のとおり告示する。

平成三十年十一月十六日

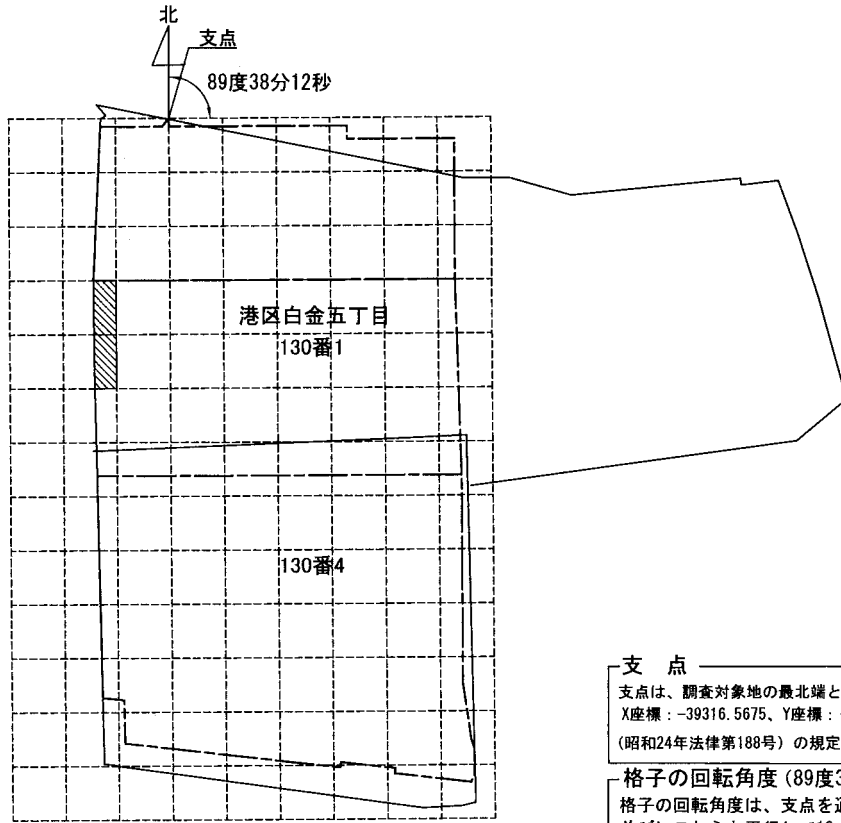
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区白金五丁目
 地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 凡例
- 単位区画
 - 筆境界
 - - - 調査対象地
 - ▨ 指定を解除する区域

支 点
 支点は、調査対象地の最北端とする。
 X座標：-39316.5675、Y座標：-9774.9079とする。※支点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

格子の回転角度(89度38分12秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道(首都高速道路)の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

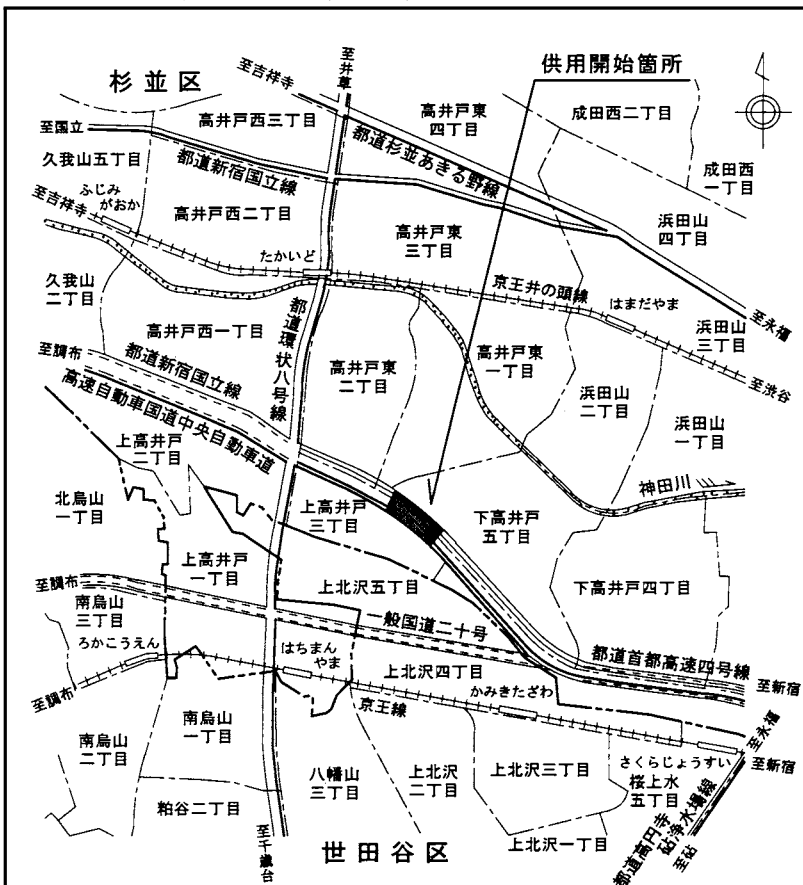
- 一 路線名 首都高速四号
- 二 供用開始の区間 杉並区上高井戸三丁目五百八番三十二地先から同所五百六番九地先まで
- 三 供用開始の概要 別図表示のとおり
- 四 供用開始の期日 平成三十年十一月十八日午前六時

別図

都道首都高速四号線供用開始略図
杉並区上高井戸三丁目地内

- 一般国道・高速自動車国道
- 都道
- 特別区道
- 供用開始区域

延長 一〇六・七一メートル
面積 五六七・六八平方メートル



杉並区
下高井戸五丁目

五二五の四七

三六五の四七

都道新宿国立線

至調布

都道首都高速四号線

至新宿

5.48

5.25

五〇六の九

上高井戸三丁目

五〇六の四〇

五〇八の三〇

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第二百十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、小坂よしひさ後援会、こすげ千保子後援会、寺田あきら後援会及び松尾のぶ子後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年十一月十六日

東京都選挙管理委員会

小坂英二後援会の部の次に次のように加える。

政治団体の名称 小坂よしひさ後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 小坂 義久
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員

報告年月日 平成27年 3月13日

1 収入総額 14,580 円
 前年繰越額 0
 本年収入額 14,580
 2 支出総額 14,580
 （翌年への繰越額） 0
 3 本年収入の内訳
 寄附の総額 14,580
 政党匿名分を除く寄附の額 14,580
 政治団体からの寄附 14,580

4 支出の内訳
 政治活動費 14,580
 機関紙誌の発行その他の事業費 14,580
 宣伝事業費 14,580

政治団体の名称 こすげ千保子後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 小菅 千保子
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員

報告年月日 平成27年 3月13日

1 収入総額 14,580 円
 前年繰越額 0
 本年収入額 14,580
 2 支出総額 14,580
 （翌年への繰越額） 0

3 本年収入の内訳
 寄附の総額 14,580
 政党匿名分を除く寄附の額 14,580
 政治団体からの寄附 14,580

4 支出の内訳
 政治活動費 14,580
 機関紙誌の発行その他の事業費 14,580
 宣伝事業費 14,580

寺田文子後援会の部の次に次のように加える。

政治団体の名称 寺田あきら後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 寺田 晃
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員

報告年月日 平成27年 3月13日

1 収入総額 14,580 円
 前年繰越額 0
 本年収入額 14,580
 2 支出総額 14,580
 （翌年への繰越額） 0

3 本年収入の内訳
 寄附の総額 14,580
 政党匿名分を除く寄附の額 14,580
 政治団体からの寄附 14,580

4 支出の内訳
 政治活動費 14,580
 機関紙誌の発行その他の事業費 14,580
 宣伝事業費 14,580

松尾のぶ子後援会の部の次に次のように加える。

政治団体の名称 松尾のぶ子後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 松尾 伸子
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員

報告年月日 平成27年 3月13日

1 収入総額 14,580 円
 前年繰越額 0
 本年収入額 14,580
 2 支出総額 14,580
 （翌年への繰越額） 0
 3 本年収入の内訳

<p>寄附の総額 14,580</p> <p>政党歴名分を除く寄附の額 14,580</p> <p>政治団体からの寄附 14,580</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>政治活動費 14,580</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 14,580</p> <p>宣伝事業費 14,580</p> <p>収入総額及び支出総額がとれない政治団体の部小坂よしひさ後援会、こすげ千保子後援会、寺田あきら後援会及び松尾のぶ子後援会の項を削る。</p>	<p>「10,000」を「160,000」を「170,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「20,000」を「10,000」に改める。</p> <p>渡辺しんじろう後援会の部1収入総額の項中</p> <p>収入総額 0を</p> <p>収入総額 42,900</p> <p>前年繰越額 0に</p> <p>本年収入額 42,900</p> <p>改め、2支出総額の項中</p> <p>「支出総額 0を</p> <p>「支出総額 0に</p> <p>(翌年への繰越額) 42,900に</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 42,900</p> <p>政党歴名分を除く寄附の額 42,900</p> <p>政治団体からの寄附 42,900</p>	<p>正する。</p> <p>平成三十年十一月十六日</p> <p>東京都選挙管理委員会</p> <p>自由民主党東京都第五選挙区支部の部1収入総額の項中「29,482,336」を「29,502,336」に、「25,780,000」を「25,800,000」に改め、同部2支出総額の項中「121,361,39」を「121,561,39」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「11,280,000」を「11,300,000」に、「9,180,000」を「9,200,000」に改める。</p> <p>自由民主党東京都第二十四選挙区支部の部1収入総額の項中「119,016,964」を「126,056,964」に、「45,693,992」を「52,733,992」に改め、同部2支出総額の項中「67,410,457」を「74,450,457」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「15,810,000」を「22,850,000」に、「ゴルフ大会 990,000」を「ゴルフ大会 990,000」に、「第一回セミナー 7,040,000」に改める。</p> <p>新時代政経フォーラムの部3本年収入の内訳の項中「5,505,000」を「5,545,000」に、「26,305,000」を「26,265,000」に改め、同部6特定パーティーの概要の項中「26,305,000」を「26,265,000」に、「1,605」を「1,604」に改める。</p> <p>板橋税理士政治連盟の部1収入総額の項中「2,458,311」を「3,968,311」に、「227」を「1,510,227」に改め、同部2支出総額の項中「1,685,965」を「1,684,965」に、「772,346」を「2,283,346」に改め、同部3本年収入の内訳の項中</p>
<p>●東京都選挙管理委員会告示第二百二十号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、田中ひさかず後援会、減税世田谷及び渡辺しんじろう後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第六十三号)の一部を次のように訂正する。</p> <p>平成三十年十一月十六日</p> <p>東京都選挙管理委員会</p> <p>田中ひさかず後援会の部3本年収入の内訳の項中</p> <p>「個人からの寄附 476,046」を</p> <p>「個人からの寄附 440,846」に</p> <p>政治団体からの寄附 35,200</p> <p>改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「476,046」を「440,846」に改める。</p> <p>減税世田谷の部2支出総額の項中「20,000」を</p>	<p>●東京都選挙管理委員会告示第二百二十一号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第五選挙区支部、自由民主党東京都第二十四選挙区支部、新時代政経フォーラム、板橋税理士政治連盟、井沢邦夫後援会、いずみ武彦後援会、減税世田谷、下谷薬剤師連盟、全国農業者農政運動組織連盟、東京小売酒販組合政治連盟及び渡辺しんじろう後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第八十八号)の一部を次のように訂</p>	<p>改める。</p> <p>新時代政経フォーラムの部3本年収入の内訳の項中「5,505,000」を「5,545,000」に、「26,305,000」を「26,265,000」に改め、同部6特定パーティーの概要の項中「26,305,000」を「26,265,000」に、「1,605」を「1,604」に改める。</p> <p>板橋税理士政治連盟の部1収入総額の項中「2,458,311」を「3,968,311」に、「227」を「1,510,227」に改め、同部2支出総額の項中「1,685,965」を「1,684,965」に、「772,346」を「2,283,346」に改め、同部3本年収入の内訳の項中</p>

<p>「その他の収入」を 227」を</p> <p>「個人の負担する党費又は会費」を 1,510,000</p> <p>(151人)に</p> <p>「その他の収入」を 227」を</p> <p>改め、同部4支出の内訳の項中「1,685,965」を</p> <p>「1,684,965」に、「807,160」を「806,160」に改める。</p> <p>井沢邦夫後援会の部3本年収入の内訳の項中</p> <p>「個人の負担する党費又は会費」を 1,200,000</p> <p>(100人)</p> <p>「寄附の総額」を 1,106,000</p> <p>「政党匿名分を除く寄附の額」を 1,106,000</p> <p>個人からの寄附 1,106,000」</p> <p>「寄附の総額」を 876,000</p> <p>「政党匿名分を除く寄附の額」を 876,000</p> <p>個人からの寄附 876,000</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業による収入 1,200,000</p> <p>大相撲観戦バスツアー 1,200,000</p> <p>借入金 230,000</p> <p>井澤 邦夫 230,000」</p> <p>改め、同部4支出の内訳の項中「89,984」を「228,224」に</p> <p>「70,360」を「208,600」に、「1,001,322」を「863,082」に</p> <p>「47,065」を「57,065」に、「944,257」を「806,017」に</p> <p>「161,393」を「19,461」に</p> <p>「その他の事業費」を 782,864</p> <p>「その他の経費」を 10,000</p> <p>「その他の事業費」を 786,556」に</p> <p>改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項</p>	<p>中</p> <p>「井澤 邦夫」を 230,000 国分寺市</p> <p>「込山 雄茂」を 102,000 国分寺市</p> <p>「込山 雄茂」を 102,000 国分寺市」に</p> <p>改める。</p> <p>いづみ武彦後援会の部2支出総額の項中「2,448,510」を</p> <p>「2,718,510」に、「5,468,767」を「5,198,767」に改め、同</p> <p>部4支出の内訳の項中「2,448,510」を「2,718,510」に改め</p> <p>る。</p> <p>減税世田谷の部1収入総額の項中「160,000」を</p> <p>「170,000」に改め、同部2支出総額の項中「20,000」を</p> <p>「10,000」に、「140,000」を「160,000」に改め、同部3</p> <p>支出の内訳の項中「20,000」を「10,000」に改める。</p> <p>下谷業判師連盟の部1収入総額の項中「2,303,798」を</p> <p>「2,330,798」に、「1,760,044」を「1,787,044」に改め、同</p> <p>部2支出総額の項中「1,898,608」を「1,851,804」に</p> <p>「405,190」を「478,994」に改め、同部3本年収入の内訳</p> <p>の項中「1,589,000」を「1,616,000」に改め、同部4支出の</p> <p>内訳の項中「1,871,758」を「1,824,954」に、「22,954」を</p> <p>「31,954」に、「1,653,804」を「1,598,000」に改める。</p> <p>全国農業者農政運動組織連盟の部2支出総額の項中</p> <p>「69,772,508」を「69,590,983」に、「36,086,549」を</p> <p>「36,268,074」に改め、同部4支出の内訳の項中</p> <p>「10,462,740」を「10,281,215」に、「6,195,891」を</p> <p>「6,014,366」に改める。</p> <p>東京小売酒販組合政治連盟の部2支出総額の項中</p> <p>「1,618,596」を「1,618,597」に、「4,518,502」を</p> <p>「4,518,501」に改め、同部4支出の内訳の項中</p>	<p>「1,530,456」を「1,530,457」に、「17,975」を「17,976」</p> <p>に改める。</p> <p>渡辺しんじろう後援会の部1収入総額の項を次のように</p> <p>改める。</p> <p>1 収入総額 42,900</p> <p>前年繰越額 42,900</p> <p>本年収入額 0</p> <p>渡辺しんじろう後援会の部2支出総額の項を次のように</p> <p>改める。</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(翌年への繰越額) 42,900</p>
<p align="center">告 示 (交)</p> <p>●交通局告示第十二号</p> <p>東京都懸垂電車の運輸営業を次のように一時休止する。</p> <p>平成三十年十一月十六日</p> <p>東京都交通局長 山 手 齊</p> <p>一 路線名 上野懸垂線</p> <p>二 休止期間 平成三十年十一月二十六日から同年十二月十七日まで</p> <p>三 理由 定期検査を行うため</p>		
<p align="center">正 誤</p> <p>○平成二十八年七月二十二日付東京都告示第十二百九十八号</p> <p>ページ一段一行一誤一正</p> <p>四 中 一 二二七度三〇分 二二七度三〇分</p> <p>一五秒一九・〇 一五秒一九〇・</p>		

○平成二十八年十一月二十一日付東京都告示第千八百八十

四号

ページ一段一行

誤

正

中	上	後から
一六	六	六
四メートル	五五秒一八・〇	二二八度二二分
四メートル	五五秒一八・〇	二二八度二二分
三メートル	一五秒一九・〇	二二七度三〇分
三メートル	一五秒一九・〇	二二七度三〇分

中	後から	三メートル
七	七	三〇メートル
四メートル	五五秒一八・〇	二二八度二二分
四メートル	五五秒一八・〇	二二八度二二分

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001